

埼玉県定める低燃費車の基準

埼玉県地球温暖化対策推進条例第 2 5 条第 2 項の規定に基づき知事が定める低燃費車については、埼玉県告示により定めています。

平成 22 年 3 月 30 日付 告示第 485 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日付 告示第 325 号
改正 令和 2 年 3 月 31 日付 告示第 280 号

自動車の用途・燃料		車両総重量	基準（告示による）	車検証の記載の例
乗用	ガソリン車	3.5t 超	令和 2 年度燃費基準達成車※ ¹ 又は 平成 27 年度燃費基準達成車※ ²	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
		3.5t 以下	令和 2 年度燃費基準達成車※ ¹ 又は 平成 27 年度燃費基準 10%以上達成車※ ²	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
	ディーゼル車	3.5t 超	令和 2 年度燃費基準達成車※ ¹ 又は 平成 27 年度燃費基準達成車※ ²	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
		3.5t 以下	令和 2 年度燃費基準達成車※ ¹ 又は 平成 27 年度燃費基準 10%以上達成車※ ²	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
	L P ガス車	3.5t 超	全て該当※ ⁴	
		2.5t 超 3.5t 以下	令和 2 年度燃費基準達成車※ ¹ 又は 平成 22 年度燃費基準 25%以上達成車※ ³	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 22 年度燃費基準 25%向上達成車
		2.5t 以下	令和 2 年度燃費基準達成車※ ¹ 又は 平成 22 年度燃費基準 10%以上達成車※ ³	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 22 年度燃費基準 10%向上達成車

自動車の 用途・燃料		車両総重 量	基準（告示による）	車検証の記載の例
貨 物 ・ 乗 合	ガソリン車	3.5t 超	全て該当※ ⁴	
		3.5t 以下	平成 27 年度燃費基準達成車※ ²	平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
	ディーゼル車	3.5t 超	平成 27 年度燃費基準達成車※ ²	平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
		3.5t 以下	平成 27 年度燃費基準達成車※ ²	平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
	L P ガス車		全て該当※ ⁴	
天然ガス自動車			全て該当※ ⁴	
プラグインハイブリッド自動車			全て該当※ ⁴	
電気自動車 燃料電池車			全て該当※ ⁴	

※1 「令和2年度燃費基準達成車」とは、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）」（以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく令和2年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和2年度燃費基準〇〇%向上達成車」と記載がある場合は、令和2年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

※2 「平成27年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成27年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「平成27年度燃費基準〇〇%向上達成車」と記載がある場合は、平成27年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

※3 「平成22年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成22年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「平成22年度燃費基準〇〇%向上達成車」と記載がある場合は、平成22年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

※4 「全て該当」とは、そのカテゴリーの自動車は、すべて低燃費車に該当することをいう。